

口座振替申込記入例

労働保険 保険料等口座振替納付書送付（変更）依頼書 兼 口座振替依頼書

労働保険特別会計歳入徴収官 殿

私が納付する労働保険料等について、今後納期が到来するものを口座振替により納付を記載した納付書は、指定した金融機関あて送付してください。

取扱金融機関 御中

労働保険特別会計歳入徴収官から私名義の納付書が貴店に送付されたときは、私名義の... 下記事項を確約のうえ依頼します。

ご提出の際には以下の点にご留意ください。
・印刷はA4サイズをお願いします。
・プリンタ設定で「実際のサイズ」としてください。
・黒（単色）で印刷してください。
・両面印刷にはしないでください。
・3枚とも金融機関の窓口にご提出ください。

- 1 入力したひらがな、カタカナ、半角カタカナは別の入力項目に移動したタイミングで濁点、半濁点を分離した全角カタカナに自動で変換します。
- 2 ※変換されない場合は、JavaScriptが無効になっている場合があります。設定を有効にして入力を行ってください。
- 3
- 4
- 5

行うべき当座小切手の振出又は預金通帳及び預金払戻請求書の... なく納付書を返送されても異議ありません。

記号は左詰め5桁でご記入ください。
6桁目は、通帳記号に枝番（ハイフンに引き続く数字）がある方のみご記入ください。

1 指定預金口座 【機械処理をしますので、数字は枠からはみ出さないよう

| | | | |
|-----------------------------|--|--|------------------------|
| 金融機関名 | 支店名 | 預金種別 | 口座番号 ※右詰めで空欄は0をご記入ください |
| ゆうちょ 銀行 | 支店 | <input type="checkbox"/> 1 普通 <input type="checkbox"/> 2 当座 | |
| 口座名義(カナ) ※濁点は1文字としてください | 支店名のご記入は不要です。 | 記号 | 番号 |
| カ) ロウトウ ショウシ | | 1 1 1 1 0 ※記号に6行目がある場合は※欄にご記入ください。 | 1 2 3 4 5 6 7 1 |
| 口座名義(カナ)(続き) | | ゆうちょ銀行をご利用の場合 | |
| 口座名義(漢字) | 新規で口座振替をお申込の方は「1」をご記入ください。すでに口座振替をお申込の方で、名義等の変更を行う方は、口座振替依頼の解除を行った上で、新規で口座振替をお申込みください。（労働保険事務組合は依頼書が異なります） | 番号は右詰めで記入ください。 | |
| 株式会社労働商事 | | | |
| 労働保険番号 | データ指示コード | | |
| 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 | 1 新規 2 変更 | | |
| 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 0 0 0 | | | |

金融機関への届出印は、鮮明に押印してください。（不鮮明な場合は、受付できない場合があります。）

※太枠内の項目に、漏れなく記入・押印してください。

2 振替納付期日
納付の最終日（休日の場合は翌営業日）。ただし、納付の日が納付期限後となる場合で、法令の規定によりその納付されたものとみなされる場合は、貴店に納付書が到達した日から2取引日を経過した日（到達した日から4日目をいう。）まで。

振替開始（希望）納期 (元号:令和は9)

元号 年度 期分から

提出年月日
令和 6 年 2 月 2 日

※この申込用紙は、取扱金融機関の窓口へ提出してください。
※指定預金口座については、原則として、都道府県労働局にお届けの事業所名または代表者氏名と同一名義の預金口座をご指定ください。
※振替開始（希望）納期からの振替が間に合わない場合、都道府県労働局からご連絡します。

| | |
|-----------------|--|
| 電話番号 ※左詰 ハイフン不要 | 0 3 5 2 1 5 3 1 1 1 |
| 住所 | 〒 0 0 0 - 0 0 0 0 東京都千代田区霞ヶ浦 1-2-2 霞が関 商労働 |
| 名称 | 株式会社労働商事 |
| 氏名 | 代表取締役社長 労働太郎 |

太枠内の項目は、漏れなく、間違いのないようにご記入ください。労働保険番号は、枝番号まで省略せずご記入ください。電話番号は、左詰め（ハイフン不要）でご記入ください。（太枠内の項目に、未記入や誤記入があった場合は、口座振替ができない場合があります。）

訂正印は届出印を押印してください。※代表者の個人印では申請できません。

| | | |
|-------|--|----------|
| 入力年月日 | | 金融機関 確認欄 |
| | | |